平成２８年（フ）第２３号
山口県長門市油谷後畑1785番地１
債務者　島田千代美
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第１７０号
香川県高松市鬼無町藤井576番地３　レオパレスエクレール鬼無203
債務者　桐田　知幸
１　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１７号
沖縄県那覇市安謝２―21―15　アンクルＧⅡ302、住民票上の住所沖縄県島尻郡南風原町字兼城709番地　南風原第一団地６―506
債務者　長岡　文子
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１９１号
山梨県中央市若宮10―３　ドエルＫ＆Ｓ105号室、住民票上の住所山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺828番地17
債務者　増田　明久
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
山梨県中央市若宮10番地３　ドエルＫ＆Ｓ105
債務者　増田　由美
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
山形県新庄市金沢2394番地の５　レオネクストグレイス下田Ⅱ208
債務者　滝口さつき
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第１２号
山形県新庄市大字福田217番地の４
債務者　本間　浩二
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第７３号
茨城県日立市末広町２丁目４番10号
債務者　瀬谷　康之
１　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第２３０号
千葉県松戸市上本郷3543番地　メゾンドブランシュⅢ105号
債務者　近藤　哲也
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３６２号
千葉県柏市逆井藤ノ台５番地７　サンビレッジ藤ノ台Ｃ―102号
債務者　志村　岳典
１　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４０９号
千葉県野田市中野台254番地の１（県営住宅野田中野台団地２棟242号）
債務者　野田　麻美
１　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４１８号
千葉県我孫子市泉38―５―104　天王台ファミールハイツ、住民票上の住所千葉県我孫子市天王台５丁目２番３―106号　浅野谷ハイツ
債務者　笛木　勇男
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４２２号
千葉県松戸市高塚新田143番地の27
債務者　本間由美子（旧姓渡辺）
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４７０号
千葉県松戸市六高台２丁目43番地の２　イズミコーポ201号
債務者　横島　聖子
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１２９号
名古屋市中区千代田５―14―10伸和ビル３階西　株式会社Ｗａｐｌｕｓ名古屋営業所、住民票上の住所岐阜県関市鋳物師屋２丁目１番21―103号
債務者　只腰　剛大
１　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１９５号
岐阜県関市東新町７丁目33番地１　富岡コテージ５
債務者　武田みず穂
１　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
岐阜地方裁判所